

福島民友新聞社との裁判の第一審判決報告

昨年12月21日、福岡地方裁判所にて、福島民友新聞社の報道によってそこなわれたグリーンコープの名誉回復をもとめる裁判の第1審判決がでました。判決は、グリーンコープが2011年3月11日の東日本大震災直後からおこなってきた被災地支援活動を認め、福島民友新聞社が2017年9月から10月にかけて報道した第1～第10記事についてのグリーンコープの主張を認め、福島民友新聞社の抗弁を退けて、すべてを名誉毀損だと判断してくれました。本当にありがたいと思います。そしてその違法行為に対する損害賠償額を110万円と認めました。謝罪広告の請求については、本判決をもってグリーンコープの名誉が相当に回復することからそこまでの必要は認めないというものでしたが、昨年12月23日のグリーンコープ生活協同組合連合会臨時理事会で検討し、私たちはこの判決への控訴はおこなわないこととしました。

一方、福島民友新聞社はこの判決を不服として控訴しました。現在、福岡高等裁判所で第2審の審理がはじまっています。私たちは、第1審のときと同様に、事実と証拠をもって審理に臨んでいこうとがんばっています。

そして、私たちはこれまでどおり、ひとりの母親、ひとりの女性、ひとりの人間としての組合員の願いにもとづくグリーンコープの活動をつづけ、同じ願いにもとづく被災地、福島への応援をつづけます。そして、福島の地の内外でがんばっていらっしゃる方々に、応援している人がいることが伝わっていけるようにします。

皆さんにこの紙面で「判決」の内容をご報告します。法律用語等の説明もふくめて、できるかぎりわかりやすく記せるよう努力します。なお、2018年4月25日に提訴をした際の紙面は、ホームページの機関紙「共生の時代」ページにてご覧いただけます。あわせてご参照ください。

共生の時代号外

2017年11月13日発行	第383号	福島民友新聞社へ私たちの見解を送付
2018年1月22日発行	第386号	福島民友新聞社との受発信文書
2018年5月14日発行	第392号	4月25日福島民友新聞社を提訴

共生の時代

みどりの地球を
みどりのままに

号外

■発行：一般社団法人グリーンコープ共同体理事会
■編集：共生の時代・編集部
■〒812-8561
福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号
博多大博通ビルディング3階
TEL 092 (481) 7923
FAX 092 (481) 7876
<https://www.greencoop.or.jp/>

【私たちが訴えた福島民友新聞社の第1〜第10記事】	
第1記事…	2017（平成29）年9月24日、「復興応援なのに今年も本県外し」という見出しを付した新聞記事
第2記事…	同日、「復興応援なのに…今年も福島県外しグリーンコープ連合」という見出しを付したウェブ記事
第3記事…	同年9月28日、「本県商品早期拡充なし グリーンコープ 復興企画方針で回答」という見出しを付した新聞記事
第4記事…	同日、「本県商品拡充予定なし グリーンコープ 復興企画方針で回答」という見出しを付した新聞記事
第5記事…	同日、「福島県商品、早期拡充なし グリーンコープ、復興企画方針で回答」という見出しを付したウェブ記事
第6記事…	同年9月29日、「グリーンコープに抗議 県生協」という見出しを付した新聞記事
第7記事…	同日、「グリーンコープに抗議 福島県生協、復興応援から福島県商品除外」という見出しを付したウェブ記事
第8記事…	同年9月30日、「復興応援企画 誤解と偏見解かねばならぬ」という見出しを付した社説ウェブ記事
第9記事…	同日、「復興応援企画／誤解と偏見解かねばならぬ」という見出しを付した社説ウェブ記事
第10記事…	10月3日、「グリーンコープ問題 県産品の魅力丁寧発信」という見出しを付した新聞記事
【これらについて、次の4点が争われる】	
(1)	本件各記事における事実の摘示および社会的評価の低下の有無（争点1）
〈注〉福島民友新聞社の各記事がどのようなことを表現したか、それによつてグリーンコープの名誉が毀損されたか（社会的評価が低下せられたか）が、証拠をとoshite判断されていきます。	

(1)	東日本大震災の発生と東北5県事件にいたる経緯等
(2)	違法性阻却事由の有無（争点2）
(3)	損害の発生およびその額（争点3）
(4)	謝罪広告の必要性の有無（争点4）
【裁判所が認定した事実内容】	
なことを表現したか、それによつてグリーンコープの名誉が毀損されたか（社会的評価が低下せられたか）が、証拠をとoshite判断されていきます。	
〈注〉福島民友新聞社の各記事が正当とされる理由があつたかどうか証拠をとoshite判断されていきます。 阻却（そきやく）は「うしなわせる」の意で、違法性がなくなるかどうかを判断する、といった意味です。	

(1)	東北5県事件に関する福島民友新聞社の報道
(2)	東北5県事件に關する福島民友新聞社の報道
(3)	東北5県事件後のグリーンコープのカタログ等
や一般消費者など多方面から、「福島県は東北ではないのか」、本件原発事故の風評被害の助長につながる等の抗議が相次いだ。そこで、グリーンコープは、同年6月14日、上記カタログについて、「2015年夏ギフトより東日本大震災復興応援商品を案内する中で、『福島の商品が企画できていないのに福島を表記しておくのはよくないのではないか』とグリーンコープ連合で検討し、福島県をはずしています。」「福島県の商品だからといって排除したり、利用をしないということはありません。」「グリーンコープでは…福島県で商品を製造する方とつながりが少ないため商品を企画することもできず、商品を選択することもできていません。」等として経緯を説明するとともに、「東北5県」という記載部分は大変失礼で配慮のない表現であつたと、謝罪文書を公表した。	

(1)	福島民友新聞社の本件第1〜第10記事掲載内容
(2)	福島民友新聞社の本件第1〜第10記事掲載内容
(3)	福島民友新聞社の本件第1〜第10記事掲載内容
いながら、差別の助長につながりかねない事態も起きている」とした上で本件謝罪文書の内容等を報じる記事を掲載した。	
エ 福島民友新聞社は、本件新聞及びサイトにおいて、平成29（2017）年3月14日、「復興の道標・不条理との闘い」と題する連載として「怒り、悔しさは一緒」という見出しで、東北5県事件後に福島県職員がグリーンコープに対して福島県の業者紹介を申し出る等、福島県が風評被害を払拭するために情報発信を工夫している旨を報じる記事を掲載した。	

は同ページ右上の「復興応援商品 利用して応援しよう」ボタンをクリックすることで、本件カタログPDFの東日本大震災復興応援企画部分を閲覧することができた。

また、グリーンコープのホームページにおいては、その活動等に関する記事を掲載する「グリーンコープからのお知らせ」欄が設けられており、商品カタログを含む過去の記事を閲覧することができた。このうち平成29年6月5日付け「『2017 夏のおくりもの』カタログをお届けしています!」と題する記事からは、平成29（2017）年夏ギフトカタログを閲覧することができ、上記アのとおり、同カタログには東日本大震災復興応援企画として福島県産の商品である「お野菜ジャム詰合せ」および「若桃の甘露煮詰合せ」が掲載されていた。

これらのほかにも、グリーンコープのホームページにおいては、グリーンコープが行なった寄付等の東日本大震災復興支援活動や東日本大震災復興応援企画として取り扱った福島県産の商品の販売実績等を閲覧することができた。

(4) 福島民友新聞社による本件各記事に関する取材等

ア 平成29（2017）年9月21日のやり取り
上記イの本件カタログPDFを閲覧した福島民友新聞社の記者は、グリーンコープ代表理事（専務）としてカタログ作成等業務全般を統括する西村専務に対して電話で取材を行った。

西村専務は、①記者が本件カタログの東日本大震災復興応援企画に福島県の商品がない理由を尋ねたのに対し、掲載していない理由および経緯について近日中に文書で正式に回答すると述べ、②記者が22日までの回答を要望したのに対し、正式に文書で回答するのと同日までという約束はできないと回答するとともに、③記者が福島を貶めるために行なっているのかと尋ねたのに対し、そのような意図は一切なく、ホームページの本件カタログ以外の東日本大震災支援活動も見よう要望した。

イ 平成29年9月22日のやり取り

記者は、グリーンコープ職員に対し、同日中に上の回答を得られるか尋ねた。

同職員から伝言を受けた西村専務は、同日中に、記者に電話をかけ、同月27日の理事会で確認した後で正式に文書で回答するため、同日中に回答することはできない旨を回答したところ、記者は同月23日までに回答がないと記事になってしまう可能性があると述べた。

ウ 本件第1および第2記事の掲載

記者は、上記アおよびイの取材結果や東北5県事件の経緯等を基に原稿を執筆し、福島県に対する取材結果を併せ、平成29年9月24日付けの本件新聞朝刊社会面に本件第1記事を掲載するとともに、同内容の本件第2記事を福島民友新聞社のサイトにて配信した。

エ 平成29年9月28日のやりとり

ア グリーンコープは、福島民友新聞社に対し、平成29年9月27日、前記ア記載の記者の質問に対する回答を送付した。

回答においては、①グリーンコープが扱っている商品（食品）は圧倒的に九州産が多く（それ以东の地域の産物はとても少ない）、取り扱っている福島県産の商品は、東日本大震災以前は化粧品2品目と「産地指定米こしひかり」であり、大震災以降は「若桃の甘露煮」（年2回、本件カタログには記載なし）、「にんじんを使ったトロツと煮詰めた甘さ控えめお野菜ジャム」（年2回、本件カタログには記載なし）、「ひまわり油 みんなの手」（年1回、本件カタログに掲載なし）となっていること、③グリーンコープは商品の生産者と組合員の「つながり」がない食品を開発・配置する考えはなく、一般の物品販売業者のように福島県産の商品を商材として取り揃えて販売するためには福島県に商材を探してもらうような考えもないこと、④東日本大震災復興応援の取組みについて、詳細はグリーンコープのホームページを見てほしいことなどが記載されていた。

イ 回答を受領した記者および論説委員は、西村専務に対し、平成29年9月28日、電話による取材を行ったが、記者は、それまで、本件カタログが同年度中の22号として22週

目に配布されたカタログであることを理解していなかった。

〔注〕 記者からの電話は9月27日夜、論説委員からの電話は9月28日です。

西村専務は、グリーンコープにおいては、すべての商品を毎回掲載できないので年間計画を立てており、回答に記載された福島県産の商品についてはこれまでもカタログに掲載しており、今年これから配布するカタログにも全商品を掲載する予定である旨を述べた。また、記者が、人とのつながりの中で商品を扱うという部分は変わらないかと尋ねたのに対しては、回答に記載したとおりであり、グリーンコープの活動状況についてはぜひホームページを見てほしいと述べた。

オ 本件第3ないし第5記事の掲載

福島民友新聞社は、上記エの取材等を踏まえ、平成29年9月28日付けの本件新聞朝刊社会面に本件第3記事および第4記事を掲載し、同内容の第5記事を福島民友新聞社のサイトにて配信した。

カ 福島生協による抗議

〔注〕 福島生協の正式名称は、福島県生活協同組合連合会です。

福島生協は、グリーンコープに対し、平成29年9月28日、①グリーンコープのホームページに掲載している東日本大震災復興応援企画において福島県産の商品が一切掲載されていないことに関して、インターネットや本件新聞に大きく掲載され、もはや福島生協としても看過するわけにはいかなかった、②この件に関して、グリーンコープから経緯の説明や謝罪すらなく、たいへん遺憾である旨を記載した同月27日付けの「貴連合『東日本大震災復興応援企画』に関する抗議」を送付した。

これに対し、グリーンコープが福島生協に対し、同年12月27日、グリーンコープが平成28年から平成29年にいたる「東日本大震災復興応援企画」のなかで福島県産の商品を取り

扱っており、ホームページにも掲載していることを知っているか等として照会をかけたところ、福島生協は、グリーンコープが送付した反論冊子（後記(5)参照）を踏まえ、平成30（2018）年1月10日、平成28年夏以降のグリーンコープの取組み等について確認してグリーンコープの見解について十分理解するにいたり、上記抗議文を発送したことについては、もともとグリーンコープに対し説明を求める趣旨であり、「抗議文」という表現が適切ではなかったと反省しているところであるが、本件新聞に2年連続で大きく取り上げられたことで感情的になり、グリーンコープに直接確認しないまま抗議文を発送したことについて深く反省しているとして謝罪した。

キ 本件第6記事および第7記事の掲載

福島民友新聞社は、上記カの福島生協による抗議に関する情報をもとに、平成29年9月29日付けの本件新聞朝刊社会面に本件第6記事を掲載し、同内容の本件第7記事を福島民友新聞社のサイトで配信した。

ク 本件第8記事および第9記事の掲載

福島民友新聞社は、それまでの取材をもとに、平成29年9月30日付けの本件新聞朝刊4面に社説である本件第8記事を掲載し、同内容の本件第9記事を福島民友新聞社のサイトで配信した。

ケ 県知事による定例記者会見

県知事は、平成29年10月2日、県知事定例記者会見を開催した。県知事は、会見において、福島民友新聞社の記者が、グリーンコープの被災地支援で平成28年に続き、2年連続でまた福島県が外される事態となったことについて、県知事の考えを聞かせてほしい等と質問したのに対し、そうした報道は確認しており、福島県としては同県産の商品の安全性や魅力を丁寧に発信していくこと、販路の開拓、拡大に向けてしっかりと取り組んでいくことが大切な使命であり、また、残念ながら国内外に風評の問題があるという現実を頭に置きながら、風評払拭にできる限りの様々な施策で対応していくと述べた。

コ 本件第10記事の掲載

福島民友新聞社は、上記ケの記者会見を踏まえ、平成29年10月3日付けの本件新聞朝刊

に本件第10記事を掲載した。

- (5) グリーンコープによる反論冊子の送付
グリーンコープは、福島民友新聞社に対し、平成29年10月25日頃、本件各記事についての抗議文を送付した。同抗議文には、福島民友新聞社の事実無根の悪宣伝の結果、グリーンコープに対する謂れない怒りと憎悪がうみだされており、新聞の乱用は許されない旨のグリーンコープの意見のほか、グリーンコープの東日本大震災復興支援活動実績、福島県産の商品の取扱実績や本件各記事への反論等が記載されていた。

また、グリーンコープは、日本全国的生活協同組合、一般社団法人日本新聞協会およびその会員各社ならびにグリーンコープ取引先等の合計2848か所に対し、同年11月から12月にかけて、「報道は『正確かつ公正』でなければならぬものです。ところが、福島民友新聞社は私たちの説明に一切耳をふさぎ、事実を歪曲し、『グリーンコープは福島県の商品をカタログから除外した』などという事実無根の誹謗・中傷を私たちに浴びせています。新聞の『社会の公器』としての性格を考慮すれば、本当に許されないことです。」等の記載に加え、上記福島民友新聞社に対する抗議文を添付した冊子を送付した。

【裁判所が示した判断のひとつ目…本件各記事が名誉毀損となるか否か（争点1と2）】

(1) 総論

不法行為法における名誉毀損とは、事実の摘示または意見ないし論評の表明によって、表現の対象とされた者の品性、名声、信用などの人格的価値について、社会から受ける客観的な評価（社会的評価）を低下させることである。ある表現での事実の摘示または意見ないし論評が対象者の社会的評価を低下させるかどうかは、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、その意味内容を解釈して判断すべきである。

〈注〉この箇所を説明します。ここに「総論」は、記事が名誉毀損にあたるかどうか

を判断するものさしです。「事実の摘示または意見ないし論評の表明」とあります。ここでいう「事実」は真実という意味ではなく、ある「事」がらを取り上げて述べる」という意味です。そして、誰であれ、報道機関ももちろん、「事実の摘示または意見ないし論評の表明」＝「表現」ができます。福島民友新聞社ももちろん、そうです。その表現で対象とされた者、今回のことではグリーンコープが、その表現によって社会的評価を低下させられたかどうかは、ふつうの人がもっている注意と読み方によって判断しよう、といっています。

これが前述した「争点1（本件各記事における事実の摘示および社会的評価の低下の有無）」を判断するものさしとなります。

また、民事法上の不法行為である名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実にかかりもつばら公益をはかる目的に出た場合は、摘示された事実が真実であると証明されたときは、その行為に違法性はなく、不法行為は成立しないと解するのが相当である。摘示された事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信じるに ついて相当の理由があるときには、その行為には故意もしくは過失はなく、結局のところ不法行為は成立しないと解するのが相当となる。

〈注〉この箇所の意味は以下のとおりです。もしある表現が名誉毀損となっても、その表現が「公共の事からみんなに関わる事から」を「みんなのため」という目的でなされた場合、その表現が真実であればその表現行為には違法性は無い、とみなされま す。加えて、もしその表現が真実ではなくとも、表現をする者がそれを真実であると信じるにたるだけの理由があれば、やはりその表現行為には故意や過失は無く、違法性は問えない、とみなされます。これが前述の「争点2（違法性阻却事由の有無）」に関するものさし（判断基準）のことです。

- (2) 本件第1記事と第2記事について
ア 事実摘示および社会的評価の低下

(ア) a 「復興応援なのに今年も本県外し」等の見出しで、「グリーンコープ連合……がホームページに掲載している東日本大震災の復興応援企画に、被災3県のうち本県の商品のみが掲載されていない」「『被災地でがんばっている生産者・メーカーを応援しましょう』と銘打ち、同連合が取り扱う宮城、岩手両県の事業者の商品を紹介しているが本県の商品は一切掲載されておらず、インターネットなどでは本県の除外について『批判を聞く気がないのではないか』などの声が上がっている。」などと記載されており、「本県外し」や「本県の除外」という作為的な排除を示す文言が用いられていることからすると、グリーンコープのホームページに掲載された東日本大震災復興応援企画に福島県産の商品が掲載されていないという客観的な事実にとどまらず、グリーンコープが意図的に福島県産の商品を除いたために福島県産の商品の掲載がないという事実の摘示をしたものと認められる。

〈注〉「総論」の箇所で説明したとおり、ここでいう「事実の摘示をした」というのは、「ある事」がらをそう取り上げて述べた」という意味です。つまり、裁判所は、福島民友新聞社の第1記事と第2記事は、グリーンコープが意図的に福島県産の商品を除いたと読める書き方をしている、と判断してくれました。

そして、本件第1記事と第2記事において、グリーンコープの意図の内容について明示的には言及する記載はないものの、当時の福島県では、本件原発事故により放射性物質が放出されたことに起因する風評被害の問題が生じており、福島民友新聞社も平成28（2016）年6月以降グリーンコープによる東北5県事件が差別を助長するおそれがある等と報道しており、本件第1記事と第2記事でも、前年の東北5県事件と風評被害を結びつ

け、そのうえで「今年も本県外し」と表現している。そうすると、これを一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すれば、福島県による業者紹介の呼びかけにグリーンコープが応じていない旨の記載と相まって、間接的または黙示的に、グリーンコープが放射性物質による汚染を懸念して、平成28年に引きつづき平成29（2017）年も東日本大震災復興応援企画から福島県産の商品をカタログから意図的に除いている事実を摘示したものと解するのが相当である。

〈注〉上同様で、明示（直接）的には書いていないが、間接的または黙示的に（それとなく）、ふつうの読者が読んだときに、グリーンコープが意図的に福島県産の商品を除いたと読めるようになっていいる、と判断してくれました。

- b これに対し、福島民友新聞社は、本件第1記事と第2記事は「本件カタログ」の「東日本大震災復興応援企画」に福島県産の商品が掲載されていなかった事実を摘示したにとどまると主張するが、同記事には、「グリーンコープ連合……がホームページに掲載している東日本大震災の復興応援企画に」と包括的に記載され、特定のカタログの問題であると示されておらず、また記事の相当部分を割いて平成28年の東北5県事件に言及したうえで「今年も本県外し」と記載されており、一般の読者としては、グリーンコープが平成29年にホームページに掲載している東日本大震災復興応援企画全体から福島県産の商品を除外しているという事実を摘示していると理解するのが通常である（東日本大震災復興応援企画に福島県産の商品を掲載したカタログも存在するとは認識できない）。福島民友新聞社の上記主張は、実際に記事を読んだ者が、グリーンコープが意図的に福島県産の商品を除いたという理解を前提とする抗議等を行なっていることも整合しな

い。
それゆえ、福島民友新聞社の上記主張は採用できない。

- (イ) 上記(ア)判示のとおり、本件第 1 記事と第 2 記事は、グリーンコープが放射性物質による汚染を懸念して、平成 28 年に引きつづき平成 29 年もホームページに掲載した東日本大震災復興応援企画から福島県産の商品を意図的に除いている事実を摘示したものであり、一般の読者において、そのような行為を行なったグリーンコープは福島県産の商品に対する不当な偏見を有しており、風評被害を助長している等の否定的な印象を抱かせるものであるから、グリーンコープの社会的評価を低下させるものといえる。

これに対し、福島民友新聞社は、カタログにいかなる商品に掲載するかはグリーンコープの自主的な判断に委ねられており、福島県産の商品を取り扱わなかった事実を摘示してもその社会的評価に影響はない旨主張するが、上記のとおり、本件第 1 記事と第 2 記事は、グリーンコープが、本件原発事故の影響を懸念して意図的に福島県産の商品を除いている事実を摘示するものである。福島民友新聞社の主張は、その前提を誤っており、採用できない。

〈注〉ここでも、福島民友新聞社のこの記事は、グリーンコープが意図的に福島県産の商品を除いていると読者に読ませるものとなっている、と判断してくれました。

イ 違法性阻却事由

- (ア) 公共性、公共目的

本件第 1 記事と第 2 記事は、九州および中国地方を中心に約 40 万人以上の組合員を擁するグリーンコープが取り扱う商品について、東日本大震災で復興支援における課題とされていた風評被害の観点から報道するものであり、そのテーマは多数一般の利害に関係するため関心を寄せることが正当な事実として、公共の利害に関する事実といえる。

また、福島民友新聞社は被災地である福島市内に本店を置く新聞社として、これまでも幅広く風評被害の問題を取り上げてきた経緯があり、本件第 1 記事と第 2 記事がグリーンコープに批判的な立場からの報道を超えて、グリーンコープに対する人格攻撃におよんでいるとまではいえないことからすれば、福島民友新聞社は前記公共の利害に関する事実について、公益をはかる目的を主たる動機として記事を掲載したと認めることができる。

〈注〉福島民友新聞社の第 1 記事と第 2 記事について公共性はある、と判断されています。

- (イ) 真実性、相当性

しかしながら、前記ア判示の本件第 1 記事と第 2 記事の摘示事実についてはカタログの作成に関わった西村専務らが福島県産の商品を除く意図を明確に否定しており、そもそも平成 28 年および平成 29 年に本件カタログに先立って配布された複数のカタログの東日本大震災復興応援企画に福島県産の商品が掲載されている事実にも反している。加えて、本件カタログを含む多数のカタログの通常ページおよび本件各記事掲載後の東日本大震災復興応援企画等に、福島県産の商品が掲載されていることも整合しない。結局、本件全証拠によっても、グリーンコープが平成 28 年に引きつづき平成 29 年もカタログの東日本大震災復興応援企画から福島県産の商品を意図的に除いていたと認めるに足りない。

また、記者の取材に対し、西村専務は、福島を貶める意図は一切ない旨を述べるとともに、グリーンコープのホームページの東日本大震災支援活動を見るよう要望し、実際に、グリーンコープホームページからは、東日本大震災復興応援企画のページに福島県産の商品を掲載した平成 29 年夏ギフトカタログや福島県産の商品の販売実績等を確認することができた。前年に本件謝罪文書を受領し、グリーンコープが福島県産コシヒカリ等を販売していることを含む記

事を掲載するなどして、グリーンコープによる福島県産の商品の取扱実績を認識していた福島民友新聞社としては、より丁寧な調査を行なうことが期待されていたというべきであり、グリーンコープホームページに掲載されていた情報の一部(本件カタログの東日本大震災復興応援企画)のみに依拠して前記事実の摘示におよんだことは軽率であったといわざるを得ない。それゆえ、真実性誤信についての相当性も認められない。

〈注〉福島民友新聞社の第 1 記事と第 2 記事に真実性はないし、真実と信じるにたる理由もなかった、と判断してくれています。

ウ 以上によれば、違法性阻却の抗弁は失当であり、福島民友新聞社には名誉毀損の不当行為が成立する。

〈注〉以上から、第 1 記事と第 2 記事の違法性はないという福島民友新聞社の抗弁は認められず、これらの記事は名誉毀損の不当行為である、と判断してくれています。

- (3) 本件第 3 記事ないし第 5 記事について
ア 事実摘示および社会的評価の低下

(ア) a 本件第 3 記事ないし第 5 記事は、「本県商品早期拡充なし グリーンコープ復興企画方針で回答」等の見出しで、「グリーンコープ連合……がホームページ上に本県商品を除外した東日本大震災の復興応援企画を掲載していた問題」について、福島民友新聞社の取材に対するグリーンコープによる本件回答の要約を引用しつつ「本県商品を早期に拡充する考えはないとの方針を明らかにした」などと記載している。これらの記事が本件第 1 記事と第 2 記事の掲載からわずか 4 日後に掲載され、同様に「本県商品を除外」などと表現していることからすると、本件第 3 記事ないし第 5 記事は、福島県産商品の拡充に関する本件回答をその裏づ

けと位置付けて紹介しつつ、本件第 1 記事と第 2 記事にひきつづき、グリーンコープが放射性物質による汚染を懸念して、福島県産の商品をカタログから意図的に除いている事実を摘示したものと解するのが相当である。

本件第 3 記事ないし第 5 記事においては、「同連合は……本県産の商品を取り扱っているが、本県商品が除外されていた今回の復興応援企画では「扱っている商品が少なく、時期の関係もあって掲載がなかった」という」「取り扱う本県商品については「年間の予定通りに掲載していく」とした」など取材の結果判明した事柄もあわせて記載されているが、いずれもグリーンコープによる福島県産の商品の取扱実績を追記し、本件カタログの復興応援企画に関するグリーンコープの言い分を紹介したにとどまり、福島県産の商品を掲載したカタログがすでに存在する事実を積極的に摘示するものではなく、本件第 1 記事と第 2 記事で摘示した事実を変更する趣旨ではないと解されるから、事実摘示に関する上記判断を左右するものではない。

〈注〉グリーンコープが理事会で検討して届けた回答をみて分かった以上は、第 1 記事と第 2 記事の内容を修正して報道すべきであった、と裁判所は判断してくれている、とおもいます。

b これに対し、福島民友新聞社は、本件第 3 記事ないし第 5 記事は「本件カタログ」の「東日本大震災復興応援企画」に福島県の商品が掲載されていなかった事実およびグリーンコープによる本件回答の内容にかかる事実を摘示したにとどまると主張する。しかしながら、これらの記事が本件第 1 記事と第 2 記事と時期的に接したものであることに加え、福島県産の商品を「除外した」という表現を踏襲していることに照らすと、本件カタログを対象を限定した言及であると理解

することはできず、本件第1記事と第2記事の続報としての性格が強いというべきであり、福島民友新聞社が主張するような客観的事実のみを摘示したものとはいえない。それゆえ、福島民友新聞社の上記主張は採用できない。

(イ) 上記(ア)判示のとおり、本件第3記事ないし第5記事は、グリーンコープが放射性物質による汚染を懸念して、福島県産の商品をカタログから意図的に除いている事実を摘示したものであり、本件第1記事および第2記事と同様に、グリーンコープの社会的評価を低下させるものといえる。

イ 違法性阻却事由
本件第3ないし第5記事について、公共性が認められることは本件第1記事および第2記事と同様である。

しかしながら、これらの記事の記載のうち、グリーンコープの福島県産の商品の拡充方針にかかる部分はグリーンコープによる回答と西村専務への取材結果を合理的範囲で要約したものであると認められるが、グリーンコープホームページから福島県産の商品を意図的に除いたという事実については、本件第1記事および第2記事と同様に、真実であるとは認められない。

また、福島民友新聞社は、前記(2)イ(イ)記載の事情に加え、グリーンコープによる回答と西村専務への取材により、グリーンコープが取材の前も福島県産の商品をカタログに掲載していた実績があり、本件カタログでは掲載がなかったものの、平成29年中に他のカタログにも福島県産の商品を掲載する予定があることを確知し、さらに西村専務からグリーンコープホームページでその活動状況等を確認するよう再度求められたのであるから、グリーンコープホームページにおける福島県産の商品の取扱状況に関する情報を訂正するべきであったといえ、引きつづき上記事実の摘示におよんだことは相当ではない。それゆえ、真実性誤信についての相当性も認められない。

加えて、福島民友新聞社は、上記事実摘示のさいに、本件カタログ以外のカatalogに福島県産の商品に関する情報が掲載されている

ことを認識しつつ、「本県商品を除外」という記事の掲載を継続したのであるから、誤った情報を提供した事実を覆い隠す意図がうかがわれ、公共目的を有していたかどうかについては疑問がある。

〔注〕私たちは、もちろん第1記事と第2記事にも衝撃を受けましたが、理事会で検討をして回答を届けた後の、この第3記事ないし第5記事のほうによりつよい衝撃を受けていました。その点を「誤った情報を提供した事実を覆い隠す意図がうかがわれ」と記し、公共目的も疑わしいとまで裁判所は判断してくれ、福島民友新聞社の態度を暗に批判してくれました。

ウ 以上によれば、違法性阻却の抗弁は失当であり、福島民友新聞社には名誉毀損の不当行為が成立する。

(4)

本件第6記事と第7記事について
ア 事実摘示および社会的評価の低下

(ア) a 本件第6記事と第7記事は、「グリーンコープに抗議 県生協」等の見出しで、「グリーンコープ連合……がホームページ上に本県商品を除外した東日本大震災の復興応援企画を掲載していた問題」について、福島「県生活協同組合連合会は28日までに、同連合に抗議文を送付した」〔抗議文では、同連合の方針が県内や全国的生活協同組合の姿勢と捉えられ、消費者の多くから批判を受ける可能性を指摘。〕などと記載している。これらの記事が本件第1記事と第2記事の掲載からわずか5日後に掲載され、同様に「本県商品を除外」などと表現していることからすると、本件第6記事と第7記事は、グリーンコープの方針に関する福島生協の抗議を福島民友新聞社の問題意識に沿う事実として紹介しつつ、本件第1記事ないし第5記事までの掲載に引きつづき、グリーンコープが放射性物質による汚染を懸念して、福島県産の商品をカタログから意図的に除いている事実を摘示

したものと解するのが相当である。

b これに対し、福島民友新聞社は、本件第6記事と第7記事は「本件カタログ」の「東日本大震災復興応援企画」に福島県の商品が掲載されていなかった事実を摘示したにとどまると主張する。しかしながら、これらの記事が本件第1記事ないし第5記事までと時期的に接合したものであることに加え、福島県産商品を「除外した」という表現を踏襲していることに照らすと、本件カタログを対象を限定した言及であると理解することはできず、本件第1記事ないし第5記事までの続報としての性格が強いというべきであり、被告主張の客観的事実のみを摘示したものとはいえない。それゆえ、被告の上記主張は採用できない。

(イ) 上記(ア)判示のとおり、本件第6記事と第7記事は、グリーンコープが放射性物質による汚染を懸念して、福島県産の商品をカタログから意図的に除いている事実を摘示したものであり、本件第1記事ないし第5記事までと同様に、グリーンコープの社会的評価を低下させるものといえる。

イ 違法性阻却事由

本件第6記事と第7記事による事実摘示について、公共性が認められることは本件第1記事ないし第5記事までと同様である。

しかしながら、これらの記事の記載のうち、福島生協の抗議にかかる部分は、同生協の抗議文および同生協に対する取材結果を合理的な範囲で要約したものであると認められるが、グリーンコープが福島県産の商品を意図的に除いた事実について、真実であるとは認められず真実性誤信についての相当性も認められないことは、本件第1記事ないし第5記事までと同様である。福島生協も、その後、原告の見解を十分理解するにいたり抗議文を発送したことを反省している旨、グリーンコープに対して謝罪している。

ウ 以上によれば、違法性阻却の抗弁は失当であり、福島民友新聞社には名誉毀損の不当行為が成立する。

(5) 本件第8記事と第9記事について

ア 事実摘示および社会的評価の低下

(ア) a 本件第8記事と第9記事は、「復興応援企画 誤解と偏見解かねばならぬ」等の見出しで、「グリーンコープ連合……が展開する東日本大震災の復興応援企画で、被災3県のうち本県の商品が除外されている」などと記載した社説である。

これらの記事においては、グリーンコープの東日本大震災復興応援企画について、「除外の背景に東京電力福島第1原発事故に伴う県産品への誤解と偏見があるとすれば」遺憾である等として仮定的な表現を用いており、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としていかなる事実摘示が行なわれたのかどうかを検討する必要がある。

この点について、福島民友新聞社は、一般論として、誤解や偏見があるとすればそれらを解く必要があるという意見ないし論評を表明したものととどまり、グリーンコープが誤解と偏見を有しているとは断定するものではないと主張するが、社説の見出し自体は、仮定的表現を用いておらず「誤解と偏見」の存在を前提にしており、本文でも、グリーンコープが東北5県事件により風評被害を助長しかねないとの抗議を受けた事実と言及したほか、福島生協によるグリーンコープへの抗議を「当然といえる」として肯定的に評価しているのであるから、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、福島民友新聞社は、単なる可能性の指摘にとどまらず、グリーンコープが福島県産の商品に誤解と偏見を有している事実を摘示したものと解するのが相当である。また、これらの記事が本件第1記事と第2記事の掲載からわずか6日後に掲載され、同様に「本県商品を除外」などと表現していることもあわせて考慮すると、これらも第1記事ないし第7記事の掲載に引きつづき、グリーンコープが放射性物質による汚染を懸念して、福島県産の商品をカタログから意図的に除いている事実を摘示するとともに、その背景としてグリーンコープが福島県産の商

品に誤解と偏見を有している事実を摘示したもの と 解する の が 相 当 である。

〔注〕福島民友新聞社は、これは一般論として書いているにすぎず、グリーンコープが誤解と偏見を有しているとは書いていないと抗弁しましたが、裁判所は、それを退けて、これはグリーンコープが誤解と偏見をもっている と 書 いて いる、と 判 断 してくれました。

b 福島民友新聞社は、これらの記事について、「本件カタログ」の「東日本大震災復興応援企画」に福島県の商品が掲載

されていない かつ 事実の摘示とそれを前提とする意見ないし論評等にとどまると主張するが、客観的事実のみを摘示したものとはいえないことはすでに判示したのと同様であるし、上記 a のとおり、具体的な根拠と賛意を示した記載となっていることに照らせば、誤解や偏見を有していることを仮定した意見ないし論評とはいえない。それゆえ、福島民友新聞社の上記主張は採用できない。

(イ) 上記(ア)判示のとおり、本件第8記事と第9記事は、グリーンコープが放射性物質による汚染を懸念して、誤解と偏見にもついで意図的に福島県産の商品をカタログから除いている事実を摘示したものであり、一般の読者において、そのような行為を行なった原告が不当・不合理な活動を行なっているものとして否定的な印象を抱かせるから、原告の社会的評価を低下させるものといえる。

イ 違法性阻却事由
本件第8記事と第9記事による事実摘示について、公共性が認められることは本件第1記事ないし第7記事までと同様である。

しかしながら、グリーンコープが放射性物質による汚染を懸念して、福島県産の商品をカタログから意図的に除いていると認められないことについては、本件第1記事ないし第7記事までと同様であるし、グリーンコープが福島県産の商品に対して誤解と偏見を有し

ている事実が真実であるとも認められない。

また、福島民友新聞社の論説委員は、西村専務への取材等を通じて、グリーンコープがそれまでも福島県産の商品をカタログに掲載した実績があり、本件カタログでは掲載がなかったものの、平成29年中に掲載する予定があることを認識していたのであるから、これらの事実摘示にあたり真実性誤信についての相当性も認められない。

ウ 以上によれば、違法性阻却の抗弁は失当であり、福島民友新聞社には名誉毀損の不当行為が成立する。

(6) 本件第10記事について
ア 事実摘示および社会的評価の低下

(ア) a 本件第10記事は、「県産品の魅力丁寧」に発信 グリーンコープ問題」の見出しで、「グリーンコープ連合……がホームページ上に本県産品を除外した東日本大震災の復興応援企画を掲載していた問題」(なお、福島民友新聞社の記者は、県知事に対し、グリーンコープの被災地支援で平成28年に引きつづき、2年連続で福島県が外される事態となったという誤った前提にもとづき質問をしている。)について、県知事が「引きつづき県産品の安全性や魅力を丁寧」に発信していく「国内外全体に風評払拭の対策に取り組んでいくことが重要」という旨等を述べたと記載している。これらの記事が、本件第1記事と第2記事の掲載から9日後に掲載され、同様に「本県産品を除外した……問題」などと表現していることからすると、本件第10記事は、県知事が示した風評払拭への意欲を被告の問題意識に沿う事実として紹介しつつ、本件第1記事ないし第9記事までに引きつづき、原告が放射性物質による汚染を懸念して、福島県産の商品をカタログから意図的に除いている事実を摘示したものと解するのが相当である。

b これに対し、福島民友新聞社は、本件第10記事は「本件カタログ」の「東日本大震災復興応援企画」に福島県の商品が掲載されていない かつ 事実を摘示したに

とどまると主張する。しかしながら、これらの記事が、本件第1記事ないし第9記事までと時期的に接合したものであることに加え、福島県産商品を「除外した」という表現を踏襲していることに照らすと、本件カタログを対象を限定した言及であると理解することはできず、本件第1記事ないし第9記事までの統報としての性格が強いというべきであり、福島民

友新聞社が主張するような客観的事実のみを摘示したものとはいえず、風評被害に関する県知事の発言をグリーンコープとは無関係な一般論として紹介したものと い え ない。それゆえ、福島民友新聞社の上記主張は採用できない。

(イ) 上記(ア)判示のとおり、本件第10記事は、グリーンコープが放射性物質による汚染を懸念して、福島県産の商品をカタログから意図的に除いている事実を摘示したものであり、本件第1記事ないし第9記事までと同様にグリーンコープの社会的評価を低下させるものといえる。

イ 違法性阻却事由
本件第10記事による事実摘示について、公共性が認められることは本件第1記事ないし第9記事までと同様である。

しかしながら、本件第10記事の記載のうち、県知事の会見にかかる部分は同会見内容を合理的な範囲で要約したものととして真実と認められるが、グリーンコープが放射性物質により汚染を懸念して福島県産の商品をカタログから意図的に除いているとは認められず、真実性誤信についての相当性も認められないことは、本件第1記事ないし第9記事までと同様である。

ウ 以上によれば、違法性阻却の抗弁は失当であり、福島民友新聞社には名誉毀損の不当行為が成立する。

〔注〕以上のとおり、裁判所は、福島民友新聞社が報道した第1記事から第10記事までのすべてがグリーンコープの名誉を毀損する違法行為であった、と判断してくれました。

【裁判所の判断のふたつ目…グリーンコープの損害と謝罪広告について(争点3と4)】

(1) 非財産的損害

〔注〕これは、いわゆる無形の精神的損害のことです。

前記判示のとおり、本件各記事は名誉毀損として不法行為を構成しており、違法な事実摘示が短期間に繰り返行なわれたことによつて、グリーンコープが意図的に福島県産の商品を除いたという事実を本件新聞の読者につよく印象づけたと考えられるほか、インターネット(福島民友新聞社のサイト)に掲載されることによつて広く一般に閲覧に供され、実際にグリーンコープに対する多数の抗議をひきおこしたこと等からすると、グリーンコープの社会的評価に対する影響は相当程度大きいものであったといえる。

しかしながら、本件各記事の掲載においては、グリーンコープ自身も不適切な表現であったと自認している東北5県事件がその発端となった可能性は否定できず、福島民友新聞社の行為が同事件を踏まえた問題提起としての側面をも有していたこと、グリーンコープの反論等が記載された冊子を関係各所に配布済みであること等、本件における一切の事情を考慮すると、グリーンコープが被った無形の損害を賠償するための金員は、100万円と認めるのが相当である。

〔注〕福島民友新聞社が報道した第1ないし第10記事が名誉毀損となる違法行為であることから、福島民友新聞社はグリーンコープの社会的評価を低下させた無形の損害の賠償として100万円をグリーンコープに払いなさい、という判断です。

(2) カンパ代

グリーンコープは、東日本大震災支援活動として組合員から合計3億2075万8311円のカンパを集め、そのうち3億1500万円を支援物資購入費用等に充てることと実際に支援

活動を行なったことから、当該支援活動は復興支援として有益であったということができ、福島民友新聞社の不法行為により組合員が提供したカンパが「無価値」となることはない。また、グリーンコープによる東日本大震災支援活動に対する社会的評価が低下したとは認められず、カンパを提供したグリーンコープ組合員が何らかの損害を被ったとも認められない。それゆえ、カンパ代相当額を福島民友新聞社の不法行為と因果関係ある損害と認めることはできない。

〔注〕組合員から寄せられた東日本大震災被災地支援カンパは実際の支援活動に有益に生かされているので、それは無価値になった損害とすることはできない、という判断です。

(3) 冊子制作・送付費用

表現の自由の保障という観点からは、言論の場において互いに応酬を重ねることを通じて議論を深めるのが望ましいことは論をまたないが、かかる言論に要した巨額の費用について訴訟を提起して相手方に請求することは、かえって言論や表現を萎縮させる結果となるおそれがある。名誉毀損表現に対する反論等に要した費用等を相手方に請求することを認めるか否かは、特に慎重な検討を要するといふべきである。

本件において、グリーンコープは、本件各記事掲載後もカタログを用いた商品供給を従前どおり継続しており、記事の掲載によって商品供給にかかる売上げが有意に減少した等の事情もうかがわれないほか、構成員である組合員数も本件各記事が掲載される直前の平成29年8月当時で約41万2000人であったのに対し、掲載から約2か月後の同年12月には約41万7000人に増加し、令和2年6月時点では約42万3000人にいたっており、消費生活協同組合連合会としての活動に著しい影響が生じたとは認められない。また、グリーンコープはそのホームページに本件カタログを含む多数の情報を掲載し、積極的に情報を発信していた経緯があり、本件各記事においてもグリーンコープホームページの掲載内容が取り上げられるなど同ホームページに対する関心は高まっていたのであるから、同ホームページを活用する等し

てより低廉なコストで自らの意見を表明することは十分に可能であった。これらの事情に照らすと、グリーンコープによる冊子の作成・送付がグリーンコープの名誉回復のために必要であるとはいえず、そのために要するとされる費用658万7572円が、福島民友新聞社の不法行為との間に相当因果関係がある損害とは認められない。

〔注〕報道の後、グリーンコープが説明と反論のために作成し、全国の生協・新聞協会加盟各社・取引先へ送った冊子の製作費用は損害賠償にあたらない、という判断です。

(4) 弁護士費用

本件の事案の内容および許容額等を総合的に考慮すると、福島民友新聞社の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用の額は、前記認容額100万円の10パーセントである10万円と認めるのが相当である。

〔注〕裁判所が認定した損害額の1割相当額を、請求のために余計にかかった費用（弁護士費用）として損害に加算してくれるのが通常とのことです。

(5) 謝罪広告

本件各記事によって低下したグリーンコープの社会的評価は、本判決によって非財産的損害請求の一部が認められることにより、相当程度回復すると考えられるから、グリーンコープの名誉回復のために、損害賠償に加えて謝罪広告を命じる必要があるとまでは認められない。

〔注〕福島民友新聞社が名誉毀損にあたる違法行為をおこなった、その損害をグリーンコープに賠償しなさいという判決自体が、名誉を回復することに当るので、加えて謝罪広告を出しなさいとはしない、という判断です。

以上